

**令和8年度
「砂防メンテナンス計画等策定業務委託（R7補正－1工区）」技術提案書
提出要請書**

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

令和3年7月の世界自然遺産登録時に世界遺産委員会から発出された河川再生に係る要請事項を踏まえ、関係行政機関における河川再生タスクフォースが科学委員会の下に設置された。

そこで、令和4年度に鹿児島県において、「奄美大島世界自然遺産における河川再生に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を開催し、河川再生戦略に基づき、奄美大島における河川工作物による遺産価値への影響評価を行い、影響の軽減策を今後検討するモデルとなる河川及び河川工作物として奄美市住用の川内川の砂防堰堤2基が選定されたところである。

このため、本業務では、当該砂防堰堤2基が現在果たしている防災機能（河川縦断勾配の緩和、堆積土砂の流出抑制）を確保した上で、可能な限り、次の事項に対応するための堰堤構造等の検討及び施工計画を立案することを目的とする

- 工事施工中の環境（魚類、溪流植物等の生息・生育環境）への悪影響を回避・低減する。
- 魚道の設置や堰堤のスリット化等により連続性の回復や動植物の生息・生育環境の改善を図り、遺産価値への影響を軽減する。
- 周辺環境になじむよう、景観について検討する。

(2) 業務範囲

奄美市住用町川内地内とする。

(3) 業務内容

ア 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握した上で、業務実施にあたっての検討方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

イ 資料収集整理

川内川における土砂・洪水氾濫に関する資料を収集・整理する。

過年度で収集・整理した主な項目は以下のとおり。

- ・対象地域の地形・地質特性
- ・砂防施設台帳
- ・降雨状況（降水量、降雨波形、降雨分布など）
- ・水流出状況（洪水流量、ハイドログラフ）
- ・過去の土砂・洪水災害履歴（氾濫箇所・範囲、土砂堆積状況など）
- ・土砂動態に関する情報（河床変動状況、流出土砂量、粒度分布など）

・最新のLPデータを用いた一次元河床変動計算及び二次元氾濫計算の結果

ウ 既存堰堤のスリット化による土砂移動シミュレーション

既存の不透過型砂防堰堤をスリット化した場合に、現在の堆砂域に堆砂している土砂の流出形態や洪水時の防災機能についてシミュレーション(数値計算等)を実施する。実施にあたっては最新LPデータを用いることとする。
なお、スリット化の検討については以下に留意するものとする。

- ・スリット化は、1号堰堤のみ・2号堰堤のみ・2基とも・単年度施工や複数年にわたる段階的なスリット化の場合など、想定できる複数のケースで現在の堆砂域に堆砂している土砂の流出について数値シミュレーションを実施すること。
- ・スリット化した場合であっても、洪水時において、下流域の保全対象に対し、既存の不透過型堰堤と同等以上の防災機能(土砂・洪水氾濫被害の軽減効果)を有していることを数値シミュレーションにより確認すること。その際、洪水の減水期にスリットから多量の土砂が流出し、砂防堰堤下流域に堆積することが想定されるが、その影響についても考慮すること。

エ 既存堰堤のスリット化による地すべり誘発の可能性

既存堰堤のスリット化に伴い堰堤上流に堆積した土砂が減少することによる山脚固定機能の低下が想定されることから、堆砂区域における地すべり誘発などのおそれについて検討を行う。

オ 既存堰堤のスリット化による環境への影響

既存堰堤のスリット化による環境(魚類、溪流植物等の生息・生育環境)への影響について整理の上、悪影響を回避・低減するための方策について検討を行う。

なお、令和6年度の環境調査の結果は、貴重種の情報を含むため、契約締結後に提供するものとする。また、検討にあたっては以下の点に留意するものとする。

- ・スリット化に伴う既存堰堤の上流に堆積した土砂の流出や流速の上昇、剥離流の発生等による魚類への影響について検討し、魚類の遡上を妨げないための設計及び施工上の留意点を整理すること。
- ・既存堰堤の上流に堆積した土砂が流出することによる溪流植物の生育環境への影響を整理の上、悪影響を回避・低減するための方策を検討すること。

カ 最適ケースの判定

上記(イ)～(オ)までの検討を踏まえ、スリット化しない選択肢も含めて業務目的に即した最適なケースを判定する。

キ 施工計画(工事用道路のルート)の立案

令和6年度の環境調査の結果及び下記事項等を踏まえ、1号堰堤及び2号堰堤の改築工事を実施するための実現可能な工事用道路のルート案及びその施工計画を立案する。

- ・環境調査の結果は、貴重種の情報を含むため、契約締結後に提供する。

- ・土地所有者情報は、個人情報を含むため、契約締結後に提供する。
- ・川内川の右岸側は世界自然遺産区域の「特別保護地区」に指定され、左岸側は同区域の「第二種特別地域」に指定されている。
- ・川内川については、リュウキュウアユに配慮した工事可能期間が設けられており、その期間は「6月1日から10月31日まで」および「2月15日から3月15日まで」となっている。
- ・工事用道路の計画については、豊水期や大雨時の出水に対応できる構造とすること。

ク 有識者会議資料作成

上記(イ)から(キ)までの検討結果を踏まえ、有識者会議（自然保護課主催）の資料を作成する。また、同会議（Web参加可）に出席すること。

- ・令和8年度有識者会議
開催時期：令和8年度秋から年度末頃（見込み）
主要議題：スリット化の影響について
- ・令和9年度有識者会議
開催時期：（未定）
主要議題：施工計画（工事用道路のルート）について

ケ 現地調査

本業務では現地調査を行わないものとする。

ただし、既存資料のみでは判断が困難な事項が生じた場合は、発注者と別途協議するものとする。

コ 照査

本業務のすべての内容について照査を行うものとする。

サ 報告書作成

以上の検討結果を簡潔にとりまとめ、報告書を作成する。

シ 打合せ協議

打合せ協議は業務着手時、中間（3回）時、終了時（報告書原稿案作成時）の5回以上実施する。

ス 成果品

以下のとおり提出する。

- ・業務報告書（A4版ドッジファイル） 1部（概要版も含む）
- ・業務報告書電子データ（CD-RまたはDVD-R）2枚（正・副）
- ・その他監督職員が指示するもの

セ 資料の貸与

本業務に必要な関連資料については、発注者より貸与する。

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。

- ・ 既存堰堤のスリット化による土砂移動シミュレーション及び環境への影響を検討するための具体的な方策について

(4) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日～令和9年3月25日(木)

(5) 業務実施上の条件

配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

○管理技術者の資格

以下のいずれかの資格を有する者とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）
- ・ R C C M（シビルコンサルティングマネージャー）
- ・ 土木学会特別上級技術者、上級技術者または1級技術者
- ・ 博士（工学、農学（砂防関係））

○管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

管理技術者は、平成28年度以降に完了した業務において、下記

〔1〕若しくは〔2〕の実績を有すること。

〔1〕同種業務：砂防堰堤のスリット化に伴う土砂移動シミュレーションを実施した環境保全対策に係る検討業務

〔2〕類似業務：砂防堰堤の設計にあたり土砂移動シミュレーションを実施した業務

○担当技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

担当技術者は、平成28年度以降に完了した業務において下記〔1〕

若しくは〔2〕の実績を有すること。

〔1〕同種業務：砂防堰堤のスリット化に伴う土砂移動シミュレーションを実施した環境保全対策に係る検討業務

〔2〕類似業務：砂防堰堤の設計にあたり土砂移動シミュレーションを実施した業務

○配置予定技術者の手持ち業務量

令和8年4月27日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものも含む)

管理技術者：全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

担当技術者：全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

(6) 成果品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「共通仕様書等において規定される資料のうち、鹿児島県電子納品ガイドライン：（以下、「ガイドライン」という。）等に基づいて

作成した電子データを指す。

電子媒体や電子データは、ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

本業務の成果品については、ガイドラインに基づき作成することとする。

(7) 提出方法

本業務の技術提案書は、持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）により提出とする。

(8) その他

本業務の特記仕様書（案）は別紙－１のとおりである。

2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添の（様式－１～５）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。 ・ 担当技術者は、実施する分野ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載することができる。 ・ 技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。 ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・ 記載様式は様式-2とする。
配置予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者及び担当技術者について、経歴等を記載する。 ・ 「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成28年度以降に完了した業務とする。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ・ 記載する業務数は、技術者1名につき1件とする。 ・ 手持ち業務量は、令和8年4月27日現在、鹿児島県以外の発注者のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 管理技術者：管理技術者となっている500万円以上の他の業務 担当技術者：管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務 ・ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 記載様式の管理技術者、担当技術者については、様式-3を用いることとし、配置技術者1名につきA4版1枚に記載する。 ・ また、県内実績に伴う地域精通度の追加評価を希望する場合は、別紙様式に記載する。

<p>配置予定技術者の同種又は類似業務の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者、担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の実績について記載する。記載する業務は、様式－３に記載した業務とする。 ・ 技術提案書の提出者以外が受託した業務の業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 記載様式は様式－４とし、図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定技術者１名につきＡ４版１枚に記載する。
<p>特定テーマに対する技術提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本要請書の１．（３）業務内容に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・ 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したＣＧや詳細図面等を用いる事は認めない。 ・ 記載様式は様式－５とし、１テーマにつきＡ４版１枚に記載する。
<p>参考見積書（概算）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な経費を概算し、参考見積りとして提出すること。 ・ 参考見積り（概算）は、２．（４）で提示する業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 <p>※ なお、積算の参考とするため、特定者に再度見積りを依頼する。</p>

(4) 業務の目安

本業務の参考業務規模は、30百万円程度を想定している。

(5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。ただし、事前に文書により閲覧申請を行うこと。

閲覧申請様式は任意とするが、希望閲覧日時、閲覧資料、連絡先（会社名、住所、来庁者名、電話番号）は、必ず記載すること。

- ① 閲覧場所：鹿児島県土木部砂防課内
- ② 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、8時30分から17時まで
- ③ 資料：以下（過年度）の委託業務成果品とする。
 - 「砂防メンテナンス(砂防)測量設計委託（川内川 R4-1 工区）
令和6年3月」
 - 「砂防メンテナンス(砂防)測量設計委託（川内川 R4-2 工区）
令和6年3月」
 - 「砂防メンテナンス(砂防)地質調査委託（川内川 R4-3 工区）
令和5年9月」
 - 「砂防メンテナンス(砂防)地質調査委託（川内川 R4-4 工区）
令和5年9月」
 - 「総合流域防災（土砂・洪水氾濫対策）計画策定業務委託
（R4-2 工区）令和6年3月」
 - 「砂防メンテナンス（土砂・洪水氾濫対策）業務委託
（R6-1 工区）令和7年9月」

3. プロポーザル参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書（別記様式第1号）及び同種及び類似業務等実績調書（別記様式第2号）

①提出方法：持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。

②提出場所：鹿児島県 土木部 砂防課 砂防係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL 099-286-3618（直通）

E-mail esc@pref.kagoshima.lg.jp

③提出期限：令和8年5月14日（木） 17時

(2) 技術提案書（別添様式1～5）

①提出方法：持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。

②提出場所：3.（1）に同じ。

③提出期限：令和8年6月5日（金） 17時

4. 提出要請書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 提出要請書に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。

①受領期間：令和8年4月28日（火）から令和8年5月21日（木）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、
毎日8時30分から17時まで

②提出場所：3.（1）に同じ。

③提出方法：文書（様式は自由）により行なうものとし、持参、郵送又は電子メール（ただし着信を確認すること）のいずれの方法でも可能とする。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日（休日を含まない。）以内に、鹿児島県ホームページに掲載する。なお、個別に回答は行わない。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判定基準、ならびに評価のウェイトは、次表のとおりである。担当技術者の記載は3名以下とする。

なお、複数の担当技術者を提案した際の評価は、担当技術者ごとに全評価項目の点数を合計し、その最下値で行うこととする。

TECRIS登録については、提出された担当技術者の登録は必須とするが、提出された担当技術者以外の登録も認めるものとする。

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト			
				管理技術者	担当技術者		
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※1 ①以下のいずれかの資格等を有するもの。 ・技術士 （総合技術監理部門又は建設部門） ・土木学会特別上級技術者 ・土木学会上級技術者 ・土木学会1級技術者 ・博士（工学、農学（砂防関係）） ②RCCMを有する。 なお、管理技術者が上記以外の場合は特定しない	10	10	70
	専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績内容	下記の順位で評価する。 ①平成28年度以降に同種業務の実績 ②平成28年度以降に類似業務の実績 なお、1名でも業務実績が無い場合は特定しない。	10	10	
	情報収集力	地域精通度	過去5カ年度＋今年度の鹿児島県内での同種又は類似の業務実績	下記で評価する。 ①鹿児島県内における同種又は類似の業務実績あり。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	5	5	
	専任性	専任性	予定技術者の手持ち業務の状況	下記の順位で評価する。 ①全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満 ②全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または、4億円未満かつ3件以上10件未満。 なお、1名でも手持ち業務の契約金額が4億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上の場合は特定しない。	10	10	

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		
		判断基準	管理技術者	担当技術者	
評価テーマに対する技術提案	評価テーマ	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	30	135
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	30	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	20	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	20	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	20	
独創性	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	15			
ヒアリング	専門技術	専門技術力の確認	業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識に富んでいる場合に優位に評価する。	40	75
	取組姿勢	業務へ取組意欲	本業務の目的、内容を十分理解し、技術提案内容等を的確に説明するなど取り組み意欲が高い場合に優位に評価する。	35	
参考見積り			提示された業務規模と大きくかけ離れている場合には特定しない。	数値化しない	
合 計				280	

6. ヒアリング

- (1) 提出された技術提案書について、以下のとおりヒアリングを行う。
- ① 実施場所：対面又はリモートで実施。
 - ② 実施年月日：令和8年6月8日（月）～6月16日（火）のうち1日（休日を除く）を予定している。
 - ③ ヒアリングの日時は、砂防課から通知し、調整のうえ決定する。
 - ④ 出席者：管理技術者
- (2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行なう。
- ① 管理技術者の経歴について
 - ② 管理技術者の業務実績について
 - ③ 特定テーマに対する技術提案全般について
- (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

7. 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、技術提案書の提出者及びヒアリング対象者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、鹿児島県土木部砂防課長に対して非特定理由について、次に従い、説明を求めることができる。
- ① 提出期限：特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の17時まで。
 - ② 提出場所：3.（1）に同じ。
 - ③ 提出方法：持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
- (3) 鹿児島県土木部参事(兼)砂防課長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内（休日を含む）に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
- ① 付場所：3.（1）に同じ。
 - ② 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から17時まで。

8. 契約書作成の要否等

鹿児島県の契約書書式により、契約書を作成するものとする。

9. 支払条件

前払金 30%以内（ただし、受注者から前金の請求が有った場合）とする。
なお、部分払いは行わない。

10. その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 2. (3) の同種又は類似業務の実績については、我が国における同種又は類似の業務実績をもって判断するものとする。
- (3) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより（プロポーザル方式による場合は特定されたことにより）配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに技術提案書の取下げを行うこと。
- (8) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 第1回目の見積りが不調となった場合、再度見積りに移行する。再度見積りの日時については、発注者から指示する。
- (10) 本業務について、主たる部分の再委託等は認めない。
- (11) 特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。
- (12) 技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。